

(第一類 第二號)

第一百六十四回国会衆議院

法務委員會

議
錄
第
四
号

二二八

出席委員		午前九時三十分開議	
委員長 石原 伸晃君			
理事 倉田 雅年君	理事 棚橋 泰文君	政府参考人 (法務省大臣官房司法法制部長)	武市 一幸君
理事 西川 公也君	理事 早川 忠孝君	政府参考人 (法務省大臣官房長)	小津 博司君
理事 松島みどり君	理事 高山 智司君	政府参考人 (法務省刑事局長)	大林 宏君
理事 平岡 秀夫君	理事 漆原 良夫君	法務委員会専門員	小菅 修一君
赤池 誠章君	稻田 朋美君		
近江屋信広君	太田 嘉君		
北川 知克君	下村 博文君		
柴山 昌彦君	三ツ林 隆志君		
平沢 勝栄君	矢野 伯夫君		
枝野 幸男君	柳澤 貴史君		
水野 賢一君	市村浩一郎君		
保岡 韶治君	河村たかし君		
柳本 韶治君	細川 律夫君		
泉 健太君	柳澤 伯夫君		
津村 幸男君	石関 貴史君		
伊藤 啓介君	市村浩一郎君		
滝 涉君	森山 真弓君		
山口 俊一君	細川 律夫君		
高橋 実君	北川 知克君		
河野 太郎君	市村浩一郎君		
園尾 三ツ林隆志君	細川 律夫君		
山崎 雅弘君	同日 辞任		
松山 敏充君	同日 辞任		
大谷 利文君	同日 辞任		
最高裁判所事務総局民事局長 長官参考人 (公正取引委員会事務総局審査局長)	杉浦 正健君	補欠選任	
最高裁判所事務総局刑事局長 長官参考人	河野 太郎君	森山 真弓君	
最高裁判所事務総局人事局長 長官参考人	園尾 隆司君	北川 知克君	
最高裁判所事務総局民事局長 長官参考人	山崎 雅弘君	市村浩一郎君	
最高裁判所事務総局民事局長 長官参考人	松山 隆英君	細川 律夫君	
○石原委員長 これより会議を開きます。			
内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)			
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)			
本日の会議に付した案件			
政府参考人出頭要求に関する件			
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)			
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)			
この際、お諮りいたします。			
本案審査のため、本日、政府参考人として公正正			

取引委員会事務総局審査局長松山隆英君、警察庁法務省刑事局長大林宏君の出席を求める。説明を聽取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○石原委員長 次に、お諮りいたします。
本日、最高裁判所事務総局園尾総務局長、山崎人事局長、高橋民事局長及び大谷刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○石原委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○石原委員長 これより質疑に入ります。

○倉田委員 裁判所職員定員法の一部改正ということでございますが、内容は、判事の員数を四十五名とします。倉田雅年君。

人、判事補の員数を三十五人、それから裁判官以外の職員の数を三名ふやす、こういう内容でござります。

裁判と申しますと、もともと、起こってしまった事件を処理するという、いわば、後ろ向きと言いうのはおかしいかもしませんが、政治のようない

~~躍動性~~がない、こういうことで、興味のある人は多いにあるけれども一般的には無味乾燥という部分も含んでいる、こんなようなのが裁判だと私は

思います。まして、その定員数を一けたないしきた増員するという法律、何か小さいことではな

いかと思われる部分もあるかもしれませんけれども、しかし、私はそうは思わないであります。裁判は、今言ったように、つまらない、おもしろくないという部分も、私は弁護士で三十何年やつてまいりましたので、少しマンネリに陥つていた時期もありまして、そんなような感想も持つのかもしれませんけれども、しかし、裁判というのはその時々の社会の動向を強く反映しますし、また、事件数の増減とか裁判のやり方というのはその国の社会経済システムと大きくかかわるものでありますし、また時には、裁判官というのは、社会のあり方を律していく極めて高度な知的な作業をする人種でもあるわけであります。その数の動向というのはやはり非常に重要性を持つわけでございます。

また、刑事裁判というものなどを考えますと、いわゆる社会の安全と安心、犯罪を抑制するといふ意味において大きく関係してくることではないか、こう思いますが、やはり裁判官の人数、裁判所職員の人数というのは大きな事項として国会の場で審議をされてしかるべき重要事項であるな、こんなことを改めて考へるわけでござります。

ところで、このところ、国全体としては、財政削減といいますか財政再建を目指して小さな政府にしようではないか、こういう中で、公務員の数を大幅に減らす必要があると言われているところでございます。

昨日の新聞を見て、二月二十四日の経済新聞、現在、年間一万人前後の退職者があるのに対し、公務員のことでございます、新規採用

は八千人前後で、年間二千人減る計算だ、三十三万人いる現在の国家公務員を五年間で五%純減させていくにはどうしたらいいか、こういうこと

第一類第三号 法務委員会議録第四号 平成十八年三月十日

から実施をしていこう、こういう中にあるわけでございます。もつとも、その後の新聞によりますと、省庁からは公務員削減数の申告がゼロであるなんなんという問題もありまして、政府も一生懸命これに取りかかるねばならない状況にあるのではないかと思うのです。

こうした中で、裁判官及び裁判所の職員を若干なりとも増員していくには、それなりの考え方といいますか、そういうものがあるのではないかと思うわけでございます。単に事件数がふえているということのみではなく、裁判の速度を上げていくといいますか、裁判官の員数を増員することによって、何年もかかつてしまふと言わわれている例えば民事事件等につきまして、その審理期間を短縮するという目的もあるのではないかと私は考えるわけでございます。

まずお聞きしたいのは、これは最高裁でありますか、現在裁判官の数はたしか十七年度で三千三百六十六人のはずであります。職員の数は二万二千八十三人と伺っているわけでありますけれども、これだけの人数で、現在、十七年度現在でいいと思いますが、どれだけの事件数を全国的に処理しているのか、これについてお教えをいただきたい。

○園尾最高裁判所長官代理者 全部の事件数ということになりますと、例えれば民事事件でいいますと、民事訴訟事件、地方裁判所の民事訴訟事件で十数万件という民事訴訟事件、簡易裁判所の民事訴訟事件、それから訴訟以外の仮差し押さえ、仮処分というような事件、あるいは家庭内の暴力に関する夫婦間の暴力を禁止するDV関係の保全処分事件というふうに各種のものがございまして、これが、大変に労力を要するものとそれから極めて迅速に出すということを重視するもの、そういうふうなものに分かれています。

刑事案件も同じく各種の事件がございまして、これを今御指摘のありましたような裁判官そ

れから裁判所職員で担当しておるということです

ざいますが、それぞれの事件数ということの違いが大変大きいということですので、それぞれに付いて全力を尽くして処理をしておるという実情でございます。

○倉田委員 いや、それはわかりますけれども、例えばの話が調停事件も一件終わることに裁判官が出てくるわけですから、どこで數えたらいいか

とは言えるでしょう。それをお願いします。

○園尾最高裁判所長官代理者 ただいまの各種の事件があるということを前提にさまざまなものをして事件数として数えるということになりますと、民事事件では二百八十二万四千二百七十四件と、民事事件では二百八十二万四千二百七十四件

ということです。

○倉田委員 これが裁判官約三千三百人、裁判官以外の裁判所職員約二万二千人で処理したという計算になりますので、この既済件数を単純に裁判官の数で割りますと、裁判官一人当たりの処理件数は約一千五百五十件となるわけでございます。

そこで、さらに民事事件、少年事件というものを加えますと、裁判所の平成十七年の既済件数は約五百三十五万件ということになります。

○倉田委員 これを裁判官約三千三百人、裁判官以外の裁判

して、さらに民事事件、少年事件というものを加えますと、裁判所の平成十七年の既済件数は約五百三十五万件ということになります。

○園尾最高裁判所長官代理者 つまり、裁判官一人当たりの処理件数は約一千五百五十件となるわけでございます。

○倉田委員 とにかく、一つ一つがいいかげんにできない中身の裁判といふものを、三千三百人、補助職員が二万二千人いるとはいっても、裁判官、一年間の件数が一千件を超すというのは大変なことではないか、これは私見ていてよくわかるわけでございます。

そこで、公務員全体の縮減、削減、人員削減の方向とは反対に、裁判官の数はふやしていこう、これはことしのことではないと思うんですね。たしか十四年から始まっている。平成十四年から始まつて、十年計画があると伺っております。

○倉田委員 中身としては、裁判官全体として約五百人プラスアルファを十年間でふやすという計画は、これは司法制度改革審議会が

平成十三年六月十二日に意見を出していますね。最高裁も同じく平成十三年四月十六日に同じような見解を出している。そして、閣議で平成十四年三月十九日に、法曹人口の拡大等をうたつた、今おつしやった司法制度改革推進計画、こういうのがあるんですが、今言つた五百人プラスアルファというのは、この中のどこで位置づけられたんだ

ですか。

○園尾最高裁判所長官代理者 いうことでさあざまな議論がなされまして、それが、それとその目的をお話し願いたいと思います。

○園尾最高裁判所長官代理者 司法制度の改革といふこと

いうことで承知しておりますと、この事後チエック・救済型社会を実現していくということで、事後チエック機能、それから救済の役割を中心的に担う司法の機能が充実強化されるということが必要不可欠であるという認識のもとに司法制度改革の議論が進んでまいりました。このこと

のたびの司法制度改革は、このよう位置づけのものと司法の機能を充実強化するものであるというように認識しておるところでございます。

このような観点から一連の司法制度改革が進められておりまして、あと三年余りで裁判員制度の導入も予定されるということで、まさに現在はその本格的な実施の段階であるということをご存じます。その過程で、ただいま御指摘のよな議論に基づいて検討いたしまして、その実施に向けて努力をしておるところでございます。

○倉田委員 今のお話、よくわかるんですけどねて、民事事件については大体二十・三ヶ月かかるつておる、こういうものを期間を半減して一年以内にできるようにしようではないか、これが一つの目安というようなくらいにされていたと思うんですけれども、実際問題として、これまで平成十四年度から裁判官をふやしてきたことによつて、その目的は、つまり期間を減少するという目的は現在どの程度達成されているんであるうか、この辺のことをちょっとお聞きしたいと思いま

す。

○倉田委員 ちなみに、このところ、バブルが崩壊をした後、倒産事件というようなものを含めますと、一

人当たりの裁判官の手持ち件数というのは非常に

大きなものになつていのではないか、それがこの十六年、十七年ではやや落ちついてきているのかな、こんな印象を持ちますけれども、裁判官の手持ち件数の推移というのも、もしわかれれば教えを願いたい。

官比率といいますか、こんなものはどんなぐあいに推移してきているのか。

これはもちろん、母体の司法試験合格者が、かつては五百人ないし最大六百人であったものが、ここのことろずっと、社会の隅々にまで法制度を及ぼす、こんなような勢いをかづぶせてきていた

ういうことになりますと、書記官の増員ということがかなりその準備として必要とされるのではないか、こう思うわけです。

今回の増員計画の中で、増員の御要請の中で、裁判官以外の職員については三人となつてているけれども、実は、その曾減は、百四十八名をなして

化、合理化に取り組むことによりまして、裁判所事務官等合計七十三人を減員しまして、これをただいま述べました裁判所書記官を中心とする増員分に振りかえるという内部努力をいたしました。以上の増減を通じまして、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三人とすることにしたのでござ

一番私の聞きたいところは、それを含めて、累計したして裁判の迅速化というものが実際に実現しつつあるのかどうか、この点がポイントでございます。よろしくお願いします。

及ぼす。こんなような考え方からふえてきていたる。そうしますと、母体が大きくなれば比率は小さくともいいわけですが、任官比率といいますか、十分質のいい裁判官を供給し得る状況になつたときに見えてくる

れども、実はその増減は百四十八名分をなしにして百五十一名分をふやすと。中身の移行といいますか変更といいますか、そういうものがあるのではないか。私は、多分書記官の増員に重点が付いて、これがどうしてか、二十九人減らしても、

○倉田委員 よくわかります。
一つだけ聞きたいのは、速記官、これが、録音の職員の増員数を三人ということにしたものでござります。

すなわち、複雑困難な事件の一つであります民事関係訴訟の審理期間は、平成十二年には三十五・六ヶ月でございましたが、これが平成十六年には二十七・三ヶ月に短縮しております、また、知的財産権関係地裁民事訴訟事件の審理期間は、平成十一年には二十一・六ヶ月でございましたが、平成十六年には十三・八ヶ月ということことで、これも大幅に短縮されてきておるという状況でございます。

一百分率といふことで推移しておる状況にございま
す。ずっと以前にはといいますか、昭和二十年代以
降の任官率を見てみますと、当初は二〇%を超える
というような高い任官率ということでありまして、そ
れはただいま御指摘のような、修習を終え
る者の母数が大変少なかつたということございま
すが、昭和三十九年以降の採用ということで見
てみると、一五%前後ということで推移してま

勵をする裁判官以外の裁判所職員の人的体制を充実させる必要がある。中でも裁判所書記官の充実を図る必要があるということは御指摘のとおりであるというように考えております。

今回の増員についての計画でございますが、裁判員制度導入の体制整備というものを図るということが大変大きな眼目でござりますが、さらに、民事訴訟事件、労働関係事件及び刑事訴訟事件の適正かつ迅速な処理を図るとともに、医療觀察審察

職員が在籍をして裁判の補助に当たる事務に努力をしておるわけでございますが、現在、これもただいま御指摘のように、録音反訳の制度を導入ということで裁判所速記官の養成を停止したということから、この定員と現在員との間に乖離がござりますので、その分を用いまして、三十人の速記官の定員、これを書記官に振りかえるというようなことをおると、この平成十八年年度の増員の計画でございます。

○倉田委員 期間の短縮というものは、社会のスピード化といいますか、そういうものに応じて今後とも必要があると思います。そのためといいますが、そういった方向での裁判官の増員だと理解をするところでござります。

ところで、裁判官の出身母体といいますか、司法試験制度、これも司法制度改革の中へ変わっておりまして、ことしの四月にたしか法科大学院の卒業生が出てくる、こういうことでございます。そうした中で、司法試験の合格者ないしは今申ました法科大学院の卒業生、この中で、裁判官を希望する人間といいますか、裁判官につく任

いりましたか 平成二十一年あたりの採用数から
○%あるいは一一%の範囲内で推移しております
うことございまして、これによつて、このよう
な数値でございますが、裁判官の給源として適切
な人員を確保していくという目的は達せられてお
るというようく認識しております。

○**倉田委員** わかりました。

次に、裁判員制度というものが、平成二十二年
から始まるんでしようかね、あと三年ということと
でござりますけれども、それに備えて、恐らくま
は、予想されるところは、一般の方々にいろいろ
なことを説明しながら裁判を進めていただく、こ

件処理の体制整備も図ることとのために、平成十八年度は、裁判所書記官百四十八人及び家庭裁判所調査官三人の合計百五十一人の増員を図ることとしておるものでございます。

ただ、一方、裁判部門の活動を妨げない限度でこれを慎重に考慮するということをしながら、國家機関としまして、政府の定員合理化計画に協力をするという趣旨で、庁舎警備や清掃等の庁舎管理業務を外注化するなどの合理化を図りまして、技能労務職員七十五人を削減するということを考えております。

これに加えまして、IT化等による事務の簡素化

○倉田委員 恅かりました、
今回の増員については、今まで御説明いただき
たところで大体よろしいかと思うんですけどけれど
も、この十ヵ年計画が終わつた後、その先のこと
といいますと、現在、見通しはなかなか大変な
かもしれませんけれども、私は、ライブドア事件
などに象徴されるように、グローバル化の中で競
争社会化が進行する、訴訟社会になるのは私も好
みませんけれども、多少そういう傾向も出てくる
であろう。そんなことを考えますと、この先も、
十年間計画を終えた先も、裁判官の増員というの
はやはり考えていかなければならぬのかなどとい

官比率といいますか、こんなものはどんなのがいいに推移してきているのか。

これはもちろん、母体の司法試験合格者が、かつては五百人ないし最大六百人であったものが、こことのころずっと、社会の隅々にまで法制度を及ぼす、こんなような考え方からふえてきていた。そうしますと、母体が大きくなれば比率は小さくともいいわけですが、任官比率といいますか、十分質のいい裁判官を供給し得る状況になつてゐるのかどうか、そんな観点からちょっと比率を聞きたい、こう思います。

○園尾最高裁判所長官代理者　裁判官の任官者数は、平成十三年から平成十六年までは百人から百十人前後で推移しておりましたが、平成十七年に百二十四人と増加しております。その間の任官率は百二十人前後でございますが、任官率といつては、任官者の司法修習生全体に占める割合といふことでござりますが、これは、平成十三年以降、約一〇%から一・一%ということで推移しておる状況にございました。

ずっと以前にはといいますか、昭和二十年代以降の任官率を見てみると、当初は一〇%を超えるというような高い任官率ということでありますて、それはただいま御指摘のような、修習を終える者の母数が大変少なかつたということでございますが、昭和三十九年以降の採用ということで見てみると、一五%前後ということで推移してまいりましたが、平成十二年あたりの採用数から〇%あるいは一ー%の範囲内で推移しておるということです。ございまして、これによつて、このような數値でございますが、裁判官の給源として適切な人員を確保していくくといふ目的は達せられておるというように認識しております。

○倉田委員　わかりました。

次に、裁判官制度というものが、平成二十一年から始まるんでしようかね、あと三年ということですございますけれども、それに備えて、恐らくは、予想されるところは、一般の方々にいろいろなことを説明しながら裁判を進めていただく、こ

ういうことになりますと、書記官の増員ということがかなりその準備として必要とされるのではないか、こう思うわけです。

今回の増員計画の中で、増員の御要請の中で、裁判官以外の職員については三人となつてゐるけれども、実は、その増減は、百四十八名分をなしにして百五十一名分をふやすと。中身の移行といいますか変更といいますか、そういうものがあるのではないか。私は、多分書記官の増員に重点が置かれているのではないかと思ひますけれども、その辺の御説明をいただけますでしょうか。

○園尾最高裁判所長官代理者　ただいま御指摘のとおり、裁判所書記官は、裁判官とともに適正かつ迅速な裁判の実現を直接担当という、職員の中心的な役割を果たすわけでございまして、私どももその充実に力を入れておるところでござります。

裁判員制度の導人に当たりまして、裁判官と協働をする裁判官以外の裁判所職員の人的体制を充実させる必要がある、中でも裁判所書記官の充実を図る必要があるということは御指摘のとおりであります。

今回の増員についての計画でございますが、裁判員制度導入の体制整備というものを図るということが大変大きな眼目でござりますが、さらに、民事訴訟事件、労働関係事件及び刑事訴訟事件の適正かつ迅速な処理を図るとともに、医療觀察事件処理の体制整備も図るということのために、平成十八年度は、裁判所書記官百四十八人及び家庭裁判所調査官三人の合計百五十一人の増員を図ることととしておるものでございます。

ただ、一方、裁判部門の活動を妨げない限度でこれを慎重に考慮するということをしながら、国・家機関としまして、政府の定員合理化計画に協力をするという趣旨で、庁舎警備や清掃等の庁舎管理業務を外注化するなどの合理化を図りまして、技能労務職員七十五人を削減するということを考えております。

化、合理化に取り組むことによりまして、裁判所事務官等合計七十三人を減員しまして、これをただいま述べました裁判所書記官を中心とする増員分に振りかえるという内部努力をいたしました。以上の増減を通じまして、裁判官以外の裁判所の職員の増員数を三人ということにしたものでございます。

○倉田委員 よくわかります。

一つだけ聞きたいのは、速記官、これが、録音反訳制度へと速記から移行するという過程にあると思うんですが、そうしますと、速記官の減少ということもあるんでしょうか、ないんでしょうか。何か最近、「はやとくん」というのを速記官の世界で発明をして、ITを使った事務の効率化に非常に寄与しているということも聞くんですが、そこらも含めて少しお教え願いたいと思います。

○園尾最高裁判所長官代理者 裁判所速記官は、現在も、ただいま御指摘のように、三百人前後の職員が在籍をして裁判の補助に当たる事務に努力をしておるわけでございますが、現在、これもただいま御指摘のように、録音反訳の制度を導入ということで裁判所速記官の養成を停止したということから、この定員と現在員との間に乖離がござりますので、その分を用いまして、三十人の速記官の定員、これを書記官に振りかえるというようなことをおるというのだが、この平成十八年度の増員の計画でござります。

○畠田委員 わかりました。

今回の増員については、今まで御説明いただいたところで大体よろしいかと思うんですけどれども、この十ヵ年計画が終わつた後、その先のことといいますと、現在、見通しはなかなか大変なかも知れませんけれども、私は、ライブドア事件などに象徴されるように、グローバル化の中で競争社会化が進行する、訴訟社会になるのは私も好みませんけれども、多少そういう傾向も出てくるであろう。そんなことを考えますと、この先も、十年間計画を終えた先も、裁判官の増員というのはやはり考えていかなければならないのかなという

うことを予感いたします。

ただ、この十五年間のようないふ況が終わりますと、倒産件数は減少するですから、減る部分もあるけれども、増加する部分が多いのではないか、こんなことを考えますけれども、その辺の傾向といいますか、先々の予想は難しいと言われるかもしれません、現在の裁判官の数の推移といますか全体的な動きを簡単に御説明願うとともに、日本の裁判官の数の人口比、これと欧米諸国の裁判官の数の人口比、これらについて簡単に御説明願いたいと思います。

○園尾最高裁判所長官代理者 裁判所の事件数は、民事事件、刑事案件とも、平成に入りましてから長期の増加傾向にあるということございまして、この傾向というのはやはり今後も基本的に続いているだろうというように認識をしております。これは、社会の仕組みが、事前規制型社会から自己責任に基づく事後チェック・救済型社会への移行を目指すということで、司法の役割が大変期待をされておるということころもござります。それから、その一環ということでございますが、平成二十一年ころには新司法試験の合格者数が年間三千人となつて、平成三十年ころまでには法曹人口が五万人規模に達するという予想もあるところでございまして、このような要因によりまして、裁判所に係属する事件数が増加するとともに、質的にも困難化するであろうというように予測をしておるところでございまして、今後とも、司法制度改革審議会意見や、あるいは国民の司法に対する期待を十分に踏まえつつ、司法に対する需要にこたえるように努力をしていきたいというように考えております。

人口当たりの裁判官数の点についてでございますが、平成十七年度の我が国の裁判官数は三千二百六十六人でございまして、国民十万人当たりの裁判官数は二・六人となつておる状況でございます。これを諸外国の裁判官数と比べてみると、国民十万人当たりの裁判官数が最も多いのはドイツでございまして二十五・三人、次いで多いのは

アメリカで十・七人、次いでフランスが八・八人、イギリス六・七人となつております。

がいまして、我が国の裁判官数は対人口比でいいますと、欧米諸国と比べて少ない数というようになりますが、現段階で日本の裁判官の数をどのようにするのかといい、な関係があるというようになっておりま

す。そこで、まず最初に、最高裁判所は、裁判員制度について国民の皆さんができるような制度を望んでいるかを調べる初のアンケート調査を全国で展開している、三月までにこの結果をまとめるとい

うようなことをお聞きしておりますが、現段階での状況等について御答弁いただきたいと思います。○大谷最高裁判所長官代理者 お答えいたしました。裁判官の数をどのようにするのがよいのかといふことにつきましては、各國の国づくりと密接な関係があるというようになっておりまして、各国の国民性、訴訟手続の構造、それから裁判所に提起される事件数、裁判外の紛争解決手段の利用の程度、あるいは弁護士の数と活動領域などに影響されますので、単純に比較するのは難しいこと

でございますが、今のような現状になつております。非常に盛んである、調停によって解決をしていく

米諸国に比べて少ない私は、なぜ少ないのであります。これは、社会の仕組みが、事前規制型社会から自己責任に基づく事後チェック・救済型社会への移行を目指すということで、司法の役割が大変期待をされておるということころもござります。それから、その一環ということでございますが、平成二十一年ころには新司法試験の合格者数が年間三千人となつて、平成三十年ころまでには法曹人口が五万人規模に達するという予想もある

ところです。私はかなり長い間調停協会長というのもやつてまいりましたが、いずれにせよ、調停委員制度というのも大事にしていただきたいと思います

し、これからも質の高い裁判官を養成していく必要がありますが、いかがでしょうか。私はかなり長い間調停協会長といつても、裁判所側の質の向上という観点から、その準備の具体的な進捗状況について確認したいと思います

まず初めに、裁判官任命までの質の向上という点から、新司法試験の合格者への修習はこの裁判員制度を踏まえたものに当然なつていくものとの思

いますけれども、どのような新たな取り組みが現在なされようとしているのか、まず任官前にについて御答弁いただきたいと思います。○伊藤(涉)委員 関連しておきますと、この定員を考えたときに、三年後に迫っています裁判員制度、これを視野に入れることが大事だと思います。裁判員制度、これ

を適切に運用するためには、今委員お話しのように、裁判官の質の向上、これが必要なことでござりますが、同時に、検察官、弁護士になるようになります。裁判官制度、これ

を適切に運用するためには、今委員お話しのように、裁判官の質の向上、これが必要なことでござりますが、同時に、検察官、弁護士になるようになります。裁判官制度、これ

なくて、裁判官の質というところもセットで検討していく必要があると思います。

そこで、まず最初に、最高裁判所は、裁判員制度について国民の皆さんができるような制度を望んでいるかを調べる初のアンケート調査を全国で展開している、三月までにこの結果をまとめるとい

うようなことをお聞きしておりますが、現段階での状況等について御答弁いただきたいと思います。○伊藤(涉)委員 ありがとうございます。裁判員制度の趣旨及びその手続について理解を深めてお話をございました新しい司法修習、これから始まるということをご存じます。カリキュラムを

具体的にどのようなものにするか、これはまだ検討中でございます。それから、裁判員制度の運用情がどれだけの障害となり得るのか、そういった

観点からの国民生活のいわば実情、実態というものをできるだけ正確に把握しよう、こういう目的のもとで実施したものであります。その結果は、選任手続の制度設計、広報活動、あるいは環境整備等に反映させていただきたいと考えております。五千人を超える方々からの協力が得られまして、現在その集計、分析を行っているところであります。

統いて、この裁判員制度を踏まえて、裁判官、裁判所側の質の向上という観点から、その準備の具体的な進捗状況について確認したいと思います。

○伊藤(涉)委員 ありがとうございます。私はかなり長い間調停協会長といつても、裁判所側の質の向上という点から、新司法試験の合格者への修習はこの裁判員制度を踏まえたものに当然なつていくものとの思

いますけれども、どのような新たな取り組みが現在なされようとしているのか、まず任官前にについて御答弁いただきたいと思います。○伊藤(涉)委員 前南野大臣も、先ほどの答弁にもあつたとか、また、新たに裁判員の方とのコミュニケーション、こういったことも非常に重要な使命になつてしまいると思います。

裁判官任命までの質の向上という点で、任官後さまざまな分野の専門性をどう高めていくか、裁判官だけでなく弁護士や検事の方を含めて、全般論としてこのような答弁をされております。訴訟事務のみならず、紛争予防、公的機関、国際機関、民間企業などへの進出も求められ、人間性という点からは、豊かな人間性や感受性があり、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得、交渉の能力等基本的な資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的な法

もあらわなければならないといふのは、言うまでもないところだと存じます。

こうした点から、現在行われております司法修習におきましても、司法修習生に対しまして講義を行いますとか、あるいは各配属府がございまして、その配属府における模擬裁判、これを傍聴してもらうといったことを通じまして、裁判員制度の趣旨及びその手続について理解を深めてもうようになります。お話をございました新しい司法修習、これから始まるということです。

お話をございました新しい司法修習、これから始まるということをご存じます。カリキュラムを用いて、刑事系の科目の教材ですかカリキュラムに必要な事項、これを適宜取り入れていく方針であります。それから、裁判員制度の運用についてもまだ不確定な要素もござりますので、司法修習所において今後検討していくと

いうことでございます。それから、裁判員制度の施行準備に向けた動向等には常に注意を払いまして、刑事系の科目の教材ですかカリキュラムに必要な事項、これを適宜取り入れていく方針であります。また、実務修習を実施いたします各裁判所、検察庁、弁護士会におきましても、こういった方針で今後指導されていくふうに承知しております。

○伊藤(涉)委員 まさに、実務修習を実施いたします各裁判所、検察庁、弁護士会におきましても、こういった方針で今後指導されていくふうに承知しております。

○伊藤(涉)委員 引き続き、任官後という点で、任官後さまざまな分野の専門性をどう高めていくか、裁判官だけでなく弁護士や検事の方を含めて、全般論としてこのような答弁をされております。訴訟事務のみならず、紛争予防、公的機関、国際機関、民間企業などへの進出も求められ、人間性という点からは、豊かな人間性や感受性があり、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得、交渉の能力等基本的な資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的な法

もあらわなければならないといふのは、言うまでもないところだと存じます。

力が必要、かつ、大幅に増加させる必要があると。非常に、ざつと読むと、すごい人だなというふうに正直思います。

ただ、そこに向けて、当然理想は高く、現実は一歩からということで、これについても、具体的な取り組みについてお聞きいたしたいと思います。

○山崎最高裁判所長官代理者 今後、社会がますます複雑化してまいりまして、そういうものにこたえていく、あるいは国民の権利実現に向けて適正な裁判を行っていくということのためには、裁判官、御指摘のとおり、すぐれた資質を身につけること、これはもうぜひとも必要であるというふうに私どもも認識しております。裁判所といったしましては、かねてから研修制度の充実に努めてきたということござります。

具体的に申し上げますと、若手の裁判官を対象

いたしまして、一定の専門分野を持つた裁判官に育っていく、そういう観点から、これは基本的には自己研さんによるべきな部分が大きいために、そういう自己研さんのきづかげを与えるということを目的としたとして、知識的財産権、医療、税務会計の三つのコースを設け修を実施しているというようなこともござります。

それから、行政、労働関係事件、これは専門的な事件ということになりますが、そういう事件に関する研究会を実施しておったり、さらには、知的財産関係事件というのにならなか専門的知見を要する事件として難しゅうございますので、そういう事件を担当している裁判官を対象とした

院に派遣する、そういうことでさまざまなる分野しまして、国内の研究機関あるいは理科系の大学

であります。その査定について少しお伺いしたい

と思います。

まず、多分、査定の一つのパラメーターになる

頭申し上げたとおり、裁判員制度の導入、そういう観点から増員を考えたときに、具体的に適切な

採用計画を裁判所として立てていらっしゃるだろ

うと思います。具体的に、この裁判員制度の対象

の資質、能力の向上を図らなきやいけないという

問題がありますが、それとともに、裁判員として

参加していただく国民の方々に対しまして、刑事

裁判の手続ですとか法律解釈をわかりやすく説明

する能力、あるいは争点を明確にして裁判員とど

もに適正妥当な判断を行うためのコミュニケーション

を行う能力、こういったものが求められる

ことを、司法研修所において実施します研究会にお

きまして、そのコミュニケーション能力の体得、向上、これは非常に重要な課題であるという自覚

を促す、そのことによりましてその習得に努めて

もらうということでありまして、そういったこと

の一助にするために、例えばアナウンサーを講師

といったしまして効果的な説明の技法を実践的に学

ぶカリキュラムを実施する。こういったことも

行っているわけでござります。

○伊藤(涉)委員 どこまでも理想をきちっと掲げ

られていらっしゃいますので、これに近づくよう

に具体的な取り組みを行っていただきたいと思いま

す。

定員法の改正ですので、少し細かくなりますが

れども、この定員のことについて伺いたいと思いま

す。

本法案で、判事四十名、判事補三十五名、計七

十五名の裁判官の増員、これは前年比同数となっ

ておりますけれども、人數の査定というのは非常

に難しいものだ、私も企業で実務をやっていた人

間として、よくわかるつもりであります。その一

方で、やはり大切な税金を投入していくことにな

りますので、その査定について少しお伺いしたい

と思います。

まず、多分、査定の一つのパラメーターになる

増員数をどう考えているのか。また、先ほど、冒

頭申し上げたとおり、裁判員制度の導入、そういう

観点から増員を考えたときに、具体的に適切な

採用計画を裁判所として立てていらっしゃるだろ

うだと思います。具体的に、この裁判員制度の対象

があるということで、評議等に要する負担も相当

重いものになるというように考えておるところでござります。

それから、先ほどございました裁判員の関係でござりますと、これは当然、従前の裁判官として

いる裁判数、これはまたそのうちの年間どれぐ

らいになるか、教えていただきたいと思います。

○園尾最高裁判所長官代理者 まず事件動向につ

いてございますが、民事訴訟事件は依然として

高原状態にございまして、特に、医療、建築、労

働関係等の複雑困難な事件が増加傾向にあるとい

うことのほかに、刑事訴訟事件につきましては、

治安対策の強化が進められておりますが、新受事

件は長期的な増加傾向にありまして、特に重大事

件の早期解決が求められておるところでございま

す。

また、昨年七月十五日には医療觀察法が施行さ

れまして、さらに本年四月一日には労働審判法が

施行されるということで、これらの事件のより迅

速適正な処理を図ることができるように入

り体制を強化するという必要があると考えておる

ところでござります。

さらに、ただいま御指摘の裁判員制度でござい

ます。これは司法制度改革の中でも最も広範囲

に影響を及ぼすところの制度ということでござい

ます。そして、計画的に人的体制を整備する必要がある

というように考えております。

裁判員制度が施行される場合の必要な裁判官数

についてのお尋ねでございますが、裁判員制度が

施行されると、刑事裁判に国民の中から裁判員

を選任する手続が新たに加わるということに加え

まして、法律の専門家ではない裁判員にわかりや

すい審理を実現するために、証拠調べにおいても

より丁寧な対応や工夫が必要となつてまいります。

また、裁判官は、裁判員に審理の内容を十分に

理解してもらった上で、裁判員とともに事実認定

や量刑等について議論を尽くしまして、適正な裁

判を実現するよう配慮しなければならないとい

うことで、そのためには、手続の内容や証拠調べ

の内容等について種々の資料を作成するなどし

て、丁寧な説明をして裁判員の疑問に答える必要

があるということで、評議等に要する負担も相当

重いものになるというように考えておるところでござります。

育児、介護等についての御質問でござります

が、育児や介護に追われている方、あるいは仕事

ごぞいます。

このように、裁判員制度の導入は裁判所にとつ

て非常に大きな制度改革でございまして、裁判官

の負担も相当程度重くなるというように考えられ

ますところ、最高裁や全国各地の裁判所において

実施されました公判前整理手続の実施状況等を総

合的に勘案しまして、現時点におきましては、お

おむね百五十人程度の増員が必要となるのではないか

かというように考えておるところでございま

す。

これまでに全国的に周知を行ってきた裁判員制

度、内閣府の調査などを見させていただいても、

その認知度は向上してきていると思います。今後

は、体制を充実させていく、また、政府を挙げて

さらに積極的に国民の皆様へ、支え手の意識の中

にある、裁判員になることですとか適切な判決と

いう観点からの不安感などあると思いませんけれども、この裁判員制度への消えない無関心みたいな

ものをどうリードしていくか、そういうことが重要になつてくると思います。

その中で、少しましたこれも具体的に、参加しや

すい制度にしていくために、育児ですか介護で

すとか就労への配慮、こういった環境整備を行つ

ていく必要があると思いませんけれども、この進捗

について確認させていただきたいと思います。

○大谷最高裁判所長官代理者 まず、前半のところでお尋ねのありました裁判員制度につきまし

て、国民の皆さんにいろいろと十分な理解をして

いただいて参加意欲を高めていたために広報

活動が重要だということは御指摘のとおりであります。

まして、我々も一層努力してまいりたいと思いま

を持つてゐる方でもできるだけ裁判員になれるようにするための環境整備が重要であるということも、申すまでもないことでございます。裁判員法も、裁判員制度を円滑に運用するためには、国全体が必要な環境の整備に努めなければならないと定めてあるところであります。

そこで、このような環境整備を含め、裁判員制度を円滑に実施するためには、内閣に裁判員制度

関係省庁等連絡会議が設置されまして、平成十七年八月に裁判員制度の円滑な実施のための行動計画が取りまとめられております。この計画の中で、委員御指摘の点につきましては、関係機関が連携して、介護・養育に関する各種サービス、事業が十分活用されるような措置を講じること、あるいは、経営者団体等に対する裁判員制度の意義等を説明するとともに協力依頼を行うことにより、団体の構成員が刑事裁判に参加しやすい環境が整備されるよう努めることなどの申し合わせがされておりまして、現在も計画が具体的に推進されています。最高裁いたしましても、例えれば経済誌に、休暇制度、育児・介護の支援など、裁判員として参加しやすい社会環境の整備が必要であることにについての理解を求める記事を掲載するなど、今後も、この行動計画に沿って、関係機関と連絡しながら、さまざま立場にある国民が裁判員として参加していただけるような環境整備に努めてまいりたい、このように考えております。

○伊藤(涉)委員 ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○石原委員長 次に、平岡秀夫君。

○平岡委員 民主党の平岡秀夫でございます。

先月二十四日、東京地検による捜査状況に関するコメントが発表されたことについて質問させていただきました。その質問事項について、当日前に基づきまして、再度、法務大臣、法務省に質問するということになりましたので、質問させて

いたいと思います。時間も余りありませんので、端的にお答えいただきたいと思います。

か、あるいは両方でしょうか。文書で出したとすれば、どのような様式で出されたんでしょうか。

そのようにも思いますけれども、その前に、同じ内容、メールの存在及び指摘された事実関係について当庁では全く把握していないというのを

ワークできちつと打ちまして、□頭でコメント

すると同時に配付されたというふうに承知してお

ります。

たされたのは、それを超える「不存在証明」だった。三月三日の産経新聞でありますけれども、首相は自信満々で「ガセネタ」と言い切った。実は官邸サイドはその前の週にメールを入手。同月十三日には偽物と断定していた。」というような情報が報道されておりましたけれども、杉浦大臣は、このメールの存在はいつ知られたんでしょうか。

○杉浦国務大臣 メールの存在は、永田議員が質疑をなさったとき、私はおりませんでした、お昼休みだったと思いますが、NHKニュースか何かを見た方から、永田議員がこういう質疑をなさったということを聞きまして初めて知りました。それ以外は全く存じておりません。

○平岡委員 それでは、まず最初に、この東京地検のコメントの内容ですけれども、どういうコメントの内容ですか。

○杉浦国務大臣 事柄の性質上、正確に申し上げます。

コメントの内容は、メールの存在及び指摘された事実関係について当庁では全く把握していないというものであつたと承知しております。

○平岡委員 このコメントを出した人はだれですか。

○杉浦国務大臣 東京地検におきましては、御指摘の事項につきまして、報道機関の関心がとりわけ高く、報道機関からの問い合わせも多数あつたということを聞いております。

○杉浦国務大臣 東京地検におきましては、御指摘の事項について公表を一切差し控えた場合には、検察当局が何らかの事実を把握しているかのように誤解を招くおそれがある、ひいては今後の捜査、公判に支障が生じるおそれがあると懸念されたこと、他方で、御指摘の事項を把握していないとの事実を明らかにすることにより、捜査、公判への支障がもたらされるおそれも特段ないと認められたことから発表を行つたものと承知いたしております。

経過につきましては、その判断の過程においては検察当局が判断したわけですが、その具体的な内容や証拠関係を踏まえて検討がなされたものと承知しております。それを明らかにすることは、個別具体的な事件の捜査の内容や捜査体制等にもかかわるものでございますので、お答えを差し控えさせていただきます。

○平岡委員 何も検査の中身を言えとか、だれがどういう検査をしているかを言つてゐるんぢやないですよ。このコメントを出すことについて、だれが判断をしたのか、だれが決定したのか、このことを聞いてゐるんですよ。何も検査のことと関係ないじゃないですか。ちゃんと答えてくださいよ。

○杉浦国務大臣 繰り返しになりますが、東京地検において判断したわけではありませんが、そのような結論に至る過程においては、捜査の具体的な内容や証拠関係を踏まえて検討がなされたものでござります。

○平岡委員 その具体的な内容や判断に関与した者については、個別具体的な事件の捜査の内容や捜査体制等にもかかわる事柄でございまして、お答えを差し控えさせていただきます。

○平岡委員 全く承服できませんけれども、大臣、あなたはこのコメントを発表するということ

監督を行う上で、その方法ないし手段として用いられる、そういう性質のものと理解されております。

この注意の種類につきましては、特に通達等で定めがあるといふものではございませんで、各所長等がその裁量において行つておられるところでございますが、実務上は、厳重注意と注意という形に大別されておりまして、それぞれ書面あるいは口頭で行われる場合があるということでおざいます。

その区別でござりますけれども、これはまさに事案の内容、程度、性質、情状等によりまして各所長等の裁量によって使い分けられているということでおざいます。ただ、厳重とつくものがございまして措置の程度としては当然重いといふことになるわけでございますが、これはより強く指導する必要があると考えられる場合に用いられる、そういうことでござります。

それから、書面か口頭かというその区別でございますが、書面で行つた方がより明確にその注意を受けける者に伝わる、あるいは問題を認識させるという効果がありますから、従来は書面が重いというふうに取り扱われてきたことは事実でございますが、ただこれは、考えますと、所長から職員に対する伝達の手段ということでございまして、必ずしも措置の程度の重さとは連動しないというふうにも思われるものですから、最近では、厳重注意、注意という形で用いておりまして、書面、口頭というのは、特にそれを言葉として使わない、そういうことを行つておられるところでございます。

○石関委員 そうすると、明文の規定はない、厳重注意と注意というものがあるんだが、その規定はないし、どういう注意を出すかについても所長の裁量だという御答弁だと理解をいたしましたが、ということは、こういう注意を受けても、いわば、注意を受けた方がそこで恐れ入るという効果をもたらすということで、済みませんで

したと恐れ入つて、そのまま、また職務を同じよう遂行していくということなんでしょうか。

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほど委員が御指摘になりましたように、この注意が行われる場合には、まさに事務の取り扱いあるいは行状について指導しなければいけない、こういう事態でござりますから、当然、注意をすることによります。

この注意が出されているか、お答えをお願いします。

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほど御説明申し上げましたが、この注意は各高等裁判所あるいは地家裁所長がその裁量において行うということでござりまするものですから、最高裁としてすべて逐一報告を求めるということはしていいわけですが、少年法四十一條「司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑があるものと思想するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない。」こういうふうに定めておりまします。したがいまして、最高裁で把握しているのは限られているということでございまして、全国の裁判所で昨年一年間幾つかというお尋ねですと、これはちょっと、正確にお答えするのは難しいということでござります。

ただ、一部ということではございますが、最高裁として把握している数ということで申し上げますと、昨年一年間について、裁判官につきましては約三十件の事例がございました。

○石関委員 最高裁としてもそこまでは、全部は把握していないということあります。

それでは、提出をさせていただいた資料、三ページ分がありますが、一枚目、最近の裁判官の不祥事例というのを集めさせていただきました。

○石関委員 最高裁としてもそこまでは、全部は把握していないということあります。

それでは、提出をさせていただいた資料、三ページ分がありますが、一枚目、最近の裁判官の不祥事例というのを集めさせていただきました。

事前に最高裁の控室の方に確認をしていただきておりますので間違いないと思いますが、確認も含めて、どういう事件だったのかということについて、特に一枚目の裁判官の方々についてもそれぞれ重い職責を担われているわけですから、一枚目の裁判官の方々の不詳事例について概略をそれぞれ御説明いただきたいと思います。

○山崎最高裁判所長官代理者 それでは、委員からちょうどだいたいました表でござりますか、そこのリストに従つて御説明したいと思います。まず最初の、東京地裁の案件でござりますが、平成十七年の十月九日、性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例違反で今後の将来の事務に取り組むということだろうと認識しております。

○石関委員 それでは、今御説明があつた処理規則第二十一條の注意については、昨年一年間で何件この注意が出されているか、お答えをお願いします。

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほど御説明申し上げましたが、この注意は各高等裁判所あるいは地家裁所長がその裁量において行うということでござりまするものですから、最高裁としてすべて逐

次に、熊本地裁の事例でございます。

これは、平成十六年十一月ごろから平成十七年十月ごろまでの間でござりますが、携帯電話の出時間中に一日当たり一、二回、多いときで十回くらいということでおざいます。自分の携帯電話を利用してしまして電子メールの作成をし、送受信を行つて、つつき合いをしておつたということです。そのメールの上で、仮想のS.M.プレーというのがあるんだそうですが、そういうことをやつて、つつき合いをしておつたということです。

そのやりとりの中で、相手方に対しまして、自分の実名ですか、職業が裁判官であることを明らかにした、さらに、自分の法服姿などの写真の画像ファイルを送つたりして、それが週刊誌で報道されることによりまして、裁判官としての品位を辱める、こういうことがございました。

以上が、二番目の事案の概要でございます。それから三番目の、兵庫、加古川簡裁というところでございますが、これは、被告人が出頭しなければ判決宣告をすることができない業務上過失傷害被告事件におきまして、判決宣告期日に、検察官及び弁護人は出廷していたわけですが、被告人は出廷していなかつたのです。

しかし、刑事訴訟法の規定によりますと、長期三年以下の懲役もしくは禁錮または五十万円を超える罰金に当たる事件の被告人は、判決を宣告する場合には、公判期日に出頭しなければならない。これを裁判官は誤解いたしまして、出頭を要しない輕微事件であるというふうに思い込んでしまって、被告人不出頭のまま、罰金三十五万円の判決宣告をした、こういう事案でございま

事実の法定刑が罰金刑であることは認識していたわけでござりますから、当然、少年法四十一條に留意して、被疑者の勾留請求手続について慎重に検討しなければならないということであつたわけであります。この点を看過いたしまして、業務上過失傷害罪の法定刑は五年以下の懲役または禁錮もしくは罰金五十万円以下ということでありますから、当然、被告人不出頭では判決宣告ができない。これを裁判官は誤解いたしまして、出頭を要しない輕微事件であるというふうに思い込んでしまって、被告人不出頭のまま、罰金三十五万円の判決宣告をした、こういう事案でございま

す。

次は、京都地裁の事例でございます。

この京都地裁の事例は、実は京都地裁の舞鶴支部で起ったことでございます。舞鶴支部で強盗殺人等被告事件、この公判期日が平成十七年十月二十五日午前十時三十分に指定されておったわけでございます。

右陪席裁判官である当該裁判官、これは当然、前もって期日の連絡を受けていたわけでございました。この裁判官は、本来福知山支部で勤務しております。この裁判官は、福知山支部で勤務しておりまして、合議事件の場合にだけ舞鶴支部で勤務する、こういう形態でございましたが、この公

判期日を失念してしまって、通常どおり本務庁であります福知山支部で勤務を開始した、出勤しました。そういうことがございまして、気がつきまして、急遽舞鶴支部へ出かけたわけですが、おくれてしまつた。開廷時間を午前十一時十五分までおくられてしまつた、こういう事案でございます。

それから、大阪地裁の例でございますが、これは裁判官三人、別の裁判官ですが、関係しておりますと、裁判官の押印を欠いた逮捕状を発行する事案を見過ごしたまま勾留状を発行するのですが、これで、急遽舞鶴支部へ出かけたわけですが、おくれてしまつた。開廷時間を午前十一時十五分までおくられてしまつた、こういう事案でございます。

以上でございます。

○石闘委員 概略を御説明いただきまして、ありがとうございます。

しかし、これはいずれも、法律のプロの方である裁判官としてはとても考えられないようなミスをされている。特に二月十四日の東京地裁については、少年法の規定や解釈の部分もあるのかと思いますが、気がつかなかつたということもとんでもない話ですし、十一月四日の加古川、これもまた同様の話でありますし、大阪地裁、五月十八日、これも同じように、何でこういう初歩的な、ばかなミスをされているのかな、なかなか信じがたいようなミスをされているということであります。

特にこの中の、十二月七日の熊本地裁、野村判

事の件について、そして十月二十五日京都地裁、

やはり野村さんというお名前ですが、裁判官、こ

に思います。

熊本地裁の野村判事については、これは厳重注

意処分ということですから、後に依頼退職、御自

分で退官をされたということなんですかね。

右陪席裁判官として、品位を汚した裁判官

は引き続き裁判官として、品位を汚した裁判官

であります。注意処分を受けた品位を汚しても、裁判官として、無謬であるべき裁判官として堂々と仕

事をされることが制度上できたのかどうかというこ

とでございまして、制度上は、戒告というよう

な、分限裁判というようなものもございますし、

さらには、極端な例であろうと思いますが、弾劾

裁判、そういうこともあります。

この事例がどうかということになりますと、い

ろいろ検討した結果ではございますが、刑罰に触

れるような行為には当たっていないということが

一つのポイントでございまして、それであれば

注意を与えることによって、今後こういったこと

は二度と起こさないで、きちんと裁判官としての

職責を果たすのではないか、そういうことで注意

処分を行つたということあります。

ただ、御本人は、ちょっととさすがに、こういう

ことが公になつたことで裁判官をとつても受けられ

ないとみずから退官を申し出られた、こういう経

緯で退官されたということでございます。

○石闘委員 こういう注意を与えて、今の御答弁

だと思いますが、それでは、退官に当たつては、裁判官の方ですけれども、判事の方、依頼退官でありますから、退職金はしつかりもらつて退官をされたということでしょうか。

もう一件、十月二十五日、京都地裁、やはり野

利亚も長い方だと思いますが、こういった特異な

性向をお持ちだということがこの不祥事によつてわかつたわけですが、過去のこの方が扱つた裁判

で、例えばわいせつ事件のようなものをこの方が扱つたということはあるんでしょうか。お尋ねい

ます。

また、この方は四十二歳で、判事としてのキャ

リヤは長い方だと思いますが、こういった特異な

性向をお持ちだということがこの不祥事によつてわかつたわけですが、過去のこの方が扱つた裁判

で、例えばわいせつ事件のようなものをこの方が扱つたということはあるんでしょうか。お尋ねい

ます。

○山崎最高裁判所長官代理者 まことに申しあげ

ありませんが、各裁判官が具体的に扱つた事件と

いうのは最高裁で特に承知しているわけではございませんので、そういう事件の担当もあるうかと

思ひますけれども、ちょっと具体的に申し上げる

ことは難しくござります。

○石闘委員 具体的に承知をしていないというこ

とでよろしいんでしょう。それは非常に国民の

皆さんに不安を与えることだと思つんですね。裁

判官の方は立派な方で、しっかりと裁きを下していく

いるということで我々もこの司法制度を信頼して

いるということがありますので、これまでに扱つたかもよくわからないし、こういう性向を持つて

いて、これだけの事件というか不祥事を起こされ

すね。私の地元にもかかわっているということでありますから、本当にこういう方がそういうこと

を扱われて大丈夫なのか、改めて私は今、不安の

気持ちを抱いたところであります。

もう一件、十月二十五日、京都地裁、やはり野

村さんというたまたま同じ名前の裁判官の方です

が、四十五分間開廷がおくれたということです

が、この方については既に処分が下されているの

かどうかということ。それと、遅刻をしたという

單純なことですけれども、事件が強盗殺人事件と

大変大きな事件でありまして、これは遺族の方で

すとか関係者の心情を考えると、単に四十五分お

くれて済みません、これでは私は済まない問題だ

と思います。

これについては、処分はどのようにされている

のか。加えて、処分をする標準の処理期間のよう

なものをお持ちなのかどうか。これは全く裁判所

長に任されていて、それは所長の裁量だけで全部

決めるんだということなのかな。御答弁をお願いい

たします。

○山崎最高裁判所長官代理者 まことに申しあげ

おりでございまして、定められた期日に遅刻する

というのはまことに申しわけないことだと思って

おります。特に、おっしゃられたとおり重大事件

でございまして、もつと緊張感を持って職務に

取り組まなければいけないというのは、まことに

おつしやられるとおりだらうというふうに思つております。

ところで、処分のことです。この点は京都地裁で検討しておるところでございますが、現在までのところ、私の方には処分がされた

が、現在までのところ、私の方には処分がされた

といふ報告はございませんで、検討しておるこ

ろと認識しております。

○石闘委員 答弁漏れがございましたので、標準

の期間のようなものはあるのかどうか。それは全

く個々の裁判所長に任せられていて、例えば、極

端に言えば、いろいろ考へていて、一年処分が

出ないとか、そういうこともあるのかどうか。あ

るいは、できるだけ早く、迅速に処分を下すべき

だ、こういった指針のようなものがあるのかどうか。これについて改めてお尋ねをします。

それともう一点、これは四十五分単純に遅刻をしたということなんですが、裁判官の方々のスケジュール管理というのはどのようになつてている

か、これも教えていただきたいと思います。これ

は立派な方々なので、遅刻もしない、無謬であ

る、こういうことを期待して個人個人に任されて

いるのか。あるいはシステムとして、裁判をしつかり適正に迅速にやるために裁判所として管理をするシステムがあるのかどうか。このことについてもお尋ねをいたします。

○山崎最高裁判所長官代理者 非違行為があつた場合の処分の手続的なことでございますが、期間のお尋ねにつきまして、定められた期間というの

は特にございませんで、それは当然迅速に行われべきだろうと思いますが、事案によりますけれ

ども、いろいろな調査が必要になつたり、そういうことがありますと若干の時間が必要になる、そういうケースももちろんございますが、本件の場合、速やかな処分がされるように、私どもの方も

これから京都地裁の方と連絡をとつて、速やかな処分というものを検討させていただきたいと思ひます。

それから、こういう事態を防ぐためには、期日の管理、スケジュール管理、これをきちんとやらなきやいけないということでございますが、裁判官はそれぞれ自分の期日簿というものを持つております。つまり、何日の何時にはどういう事件があると聞いておりまして、そのメモを落としまつたところが直接の原因であります。ただ、もう一つは、書記官の方も期日簿ということで担当事件の期日管理をしているわけでございまして、両面からこういったことが起らぬないようにチェックをしているわけでございまして、今回、先ほど申し上げましたようなことで裁判官の

方が失念して、それで書記官の方が気がついて、急ぎ連絡をとつて呼び寄せた、こういう経過でござります。

○石関委員 これは今、個別の不祥事例についてお尋ねをいたしております。大勢裁判官の方がいらっしゃって、こういう細かいことをという御意見があるのかもしれませんけれども、全くそれには当たりませんで、これは裁判官という大変重い職責を担われ、そして身分もしっかりと保証されている、良心に従つて仕事を全うしてくださいといふことありますから、そういう中にこういう

見があるのかもしれませんけれども、全くそれにお尋ねをいたしております。

○石関委員 これは、個別の不祥事例についてお尋ねをいたしております。大勢裁判官の方がいらっしゃって、こういう細かいことをという御意見があるのかもしれませんけれども、全くそれには当たりませんで、これは裁判官という大変重い職責を担われ、そして身分もしっかりと保証され

ている、良心に従つて仕事を全うしてくださいといふことありますから、そういう中にこういう

見があるのかもしれませんけれども、全くそれには当たりませんで、これは裁判官という大変重い職責を担われ、そして身分もしっかりと保証され

ている、良心に従つて仕事を全うしてくださいといふことありますから、そういう中にこういう

司法制度を所管する省といたしましては、司法改革でも法曹人口の増員とか法教育とか法科大学院を設けましたりさまざまやつておりますが、そういういつた司法全体のプロフェッショナルとしての

人材の育成、質の向上を目指して、さらに一層努力していくかなきやならない、こう思つております。

○石関委員 まさに法務大臣がおっしゃったよう

な、質を向上して、立派な裁判官の方々を多くふ

やしていただいて、日本の裁判制度、司法制度、

しつかりやつていただきたいというふうに切に希

望しているところであります。

その資質向上について、先ほども研修のよう

なもので、知識や技術的なものについてはそいつ

たものをお持ちだと、いうことでありました

が、まことに法務大臣がおっしゃったよう

な、質を向上して、立派な裁判官の方々を多くふ

やしていただいて、日本の裁判制度、司法制度、

しつかりやつていただきたいというふうに切に希

望しているところであります。

○杉浦国務大臣 三権の一翼を担う裁判所の問題

について、行政当局として、法務大臣の立場でい

であります、が、法務大臣としては、こういったこ

とに対してもどのように御感想をお持ちでしょ

うか。

○杉浦国務大臣 三権の一翼を担う裁判所の問題

について、行政当局として、法務大臣の立場でい

であります、が、法務大臣としては、こういったこ

とに対してもどのように御感想をお持ちでしょ

うか。

います。

そういうことで、今お話をございました、職業倫理をきちんと保持する、そういったことについ

ての自覚も促していきたいというふうに思つてお

ります。

○石関委員 そういつた研修なりディスカッショ

ンをして研さんをしていくプログラムがあるとい

うような御趣旨の御答弁だと思いますが、具体的

には、個々の裁判官に対して、例えば、裁判官に

なつたら必ず、裁判官をやつてある間、下級裁判

所、少なくとも十年やりますよ、その間に一回あ

るのかとか、頻度ですとか、そういつたものにつ

いてもう少し具体的に教えていただきたいと思

います。

○山崎最高裁判所長官代理者 裁判官が経験年数

に応じて研修所で集合研修を受けるという機会、

こういうことで申し上げますと、先ほど申し上げ

ますた判事補に任命された直後に集中研さんとい

う形で研さんをいたしますのと、それから二年目

にまた集まる、それから三年目もございます。

それから、現在、六年目にもまた集まつてやつてお

ります。それから、先ほど申し上げましたが、十

年たちまして判事に任命された直後にそういうこ

とを行つ、こういったものでござります。

○山崎最高裁判所長官代理者 裁判官の地位です

とかあるいは職務の特殊性というものを考えます

司法制度を所管する省といたしましては、司法改革でも法曹人口の増員とか法教育とか法科大学院を設けましたりさまざまやつておりますが、そういういつた司法全体のプロフェッショナルとしての

人材の育成、質の向上を目指して、さらに一層努力していくかなきやならない、こう思つております。

○石関委員 まさに法務大臣がおっしゃったよう

な、質を向上して、立派な裁判官の方々を多くふ

やしていただいて、日本の裁判制度、司法制度、

しつかりやつていただきたいというふうに切に希

望しているところであります。

その資質向上について、先ほども研修のよう

なもので、知識や技術的なものについてはそいつ

たものをお持ちだと、いうことでありました

が、まことに法務大臣がおっしゃったよう

な、質を向上して、立派な裁判官の方々を多くふ

やしていただいて、日本の裁判制度、司法制度、

しつかりやつていただきたいというふうに切に希

望しているところであります。

○石関委員 任官後にはそついた、しつかり立

派な裁判官になつていただくということもサポー

トはしているんだということだと理解をいたしま

す。

○石関委員 任官後にはそついた、しつかり立

派な裁判官になつていただくということもサポー

トはしているんだということだと理解をいたしま

す。

○山崎最高裁判所長官代理者 裁判官に任命をされる前、

ための研修というのもこれまで非常に重要なもの

の具体的なプロセスを御説明いただきたいと思います。

○山崎最高裁判所長官代理者 現在の修習を前提に御説明申し上げますと、四月に司法修習生に採用されまして、一年六ヶ月の修習をするという形になります。その間、司法研究所で集合研修をするのと、それから各裁判所、検察庁、弁護士会で、実務修習と申していますが、実際の事件を扱う、そういう実務修習を行います。司法修習生の方々、それぞれ進路について御希望をお持ちですが、そういう実務修習を見て自分の進路を徐々に固めていく、そういう形が基本になるかと思います。そういたしますと、一年経過しまして二年目に入ったあたりから、大体そこらの進路がクリアになつてくるというのが実際であろうと思ひます。

裁判官の任命という関係から申し上げますと、徐々に希望を固めていって、最終的に応募していくだけ、そういうタイミングが参りますが、それが二年目の七月の下旬ころでございまして、これは判事補採用申込書というものを提出してもらうということになります。

その後、司法研修所の後期修習が終わつた後、二回試験と申しておりますが、司法修習生考試という試験がございます。これが九月上旬から下旬でございまして、その試験を受け、成績が出てまいりまして、それを加味して九月末に司法修習生考試委員会という委員会で合否の判定がされまして、合格ということになれば、無事に修習が終了いたします。

それと並行しまして、判事補に採用を申し込んだ人につきまして、下級裁判所裁判官指名諮問委員会という委員会がございまして、判事補の任命の適否を審査するということがございます。これが十月初めに開催されまして、指名の適否についての答申がされますと、それを受けまして最高裁判所の裁判官会議で最終的な指名の決定をすると、ということございまして、その決定を経て、最高裁判の指名の名簿が固まりますので、それを内閣に

送付いたしまして、内閣によりまして十月半ばに判事補として任命される、こういうのが一連のプロセスでございます。

○石関委員 最短の人であれば、大学在学中にも司法試験というのは受かりますし、それで司法修習を受けて、大体、最短の距離で行くと何歳ぐらいいで裁判官というのはなるものなのか。またあるいは、うんといろいろな経験もされたりして、年配の方でも裁判官になられるという方もいらっしゃる、これは弁護士任官を除いてですね、キャリアの中でもそういう方がいらっしゃると思いますが、大体どのくらいの幅で、一番若いとのくらいでなっていますよ、一番年配の方はこのくらいの年齢でなっていますよ、そういうことを教えていただけますか。

○山崎最高裁判所長官代理者 昨年十月に新任判事を採用いたしました。これは司法修習の期でありますと五十八期ということになりますが、その人たちの年齢を見ますと、最年少は一十三歳でございまして、大学を卒業してストレートで司法試験を合格した人ならこういう年齢で任官ということが可能になる、そういう年齢でございます。それから、最高齢の方は三十九歳ということでございます。三十歳を超えて判事補として任官する人もある程度の数ございまして、そういう人たちの経験はさまざまではございますが、例えば民間企業に何年か勤めておつて、一念発起といいまして、それを加味して九月末に司法修習生考試委員会という委員会で合否の判定がされまして、合格ということになれば、無事に修習が終りました。

それと並行しまして、判事補に採用を申し込んだ人につきまして、下級裁判所裁判官指名諮問委員会という委員会がございまして、判事補の任命の適否を審査するということがございます。これが十月初めに開催されまして、指名の適否についての答申がされますと、それを受けまして最高裁判所の裁判官会議で最終的な指名の決定をすると、

あつてちゃんと子供を導いていけるかどうか、こいつた部分で大変いろいろな議論も上がつております。

これは最高裁の問題、一義的にはそういうことあります。

○石関委員 大臣おっしゃるとおりですで、司法全体の中でそういうものをしつかり高めています。

また、下級裁判所の裁判官の任期というのは十年間ということになります。十年たつと指名諮問委員会という中で適切な方かどうかということになります。

りります。

これが、大臣として所感をいただければと思います。

○杉浦国務大臣 全く個人的な意見に相なります

が、司法改革の過程の中でもその点が、先生の御指摘の点が議論になりました。それで、裁判所の方も、人事局長もお答えいただくとよろしいかと思うんですが、判事補十年間のうちにできるだけ外で仕事をする、例えば法律事務所で働くとか、あるいは新聞社へ向むくとか、一般民間企業へ行くとか、そういう機会を随分ふやしておられるようございます。

さらに、我々の議論の中で、今度、日本司法支援センターというのを立ち上げます、四月に発足して十月から業務開始しますが、その業務には判事、検事から大量に送つてもらおうと。十年間の判事補のうち三年ぐらいは司法支援センターで働く。これは最も下積みの仕事ですから、国選弁護、被疑者段階の弁護、民事の法律扶助事件、本当に下積みの仕事を弁護士としてはいたします。

ですから、そういうことでやろうじゃないかと議論しております、これから最高裁、検察庁で何人ぐらい出していただけるかという検討を始めると思うんですが、要するに若い時期に、フレキシブルな、人格の可塑性のある時期に、できるだけ裁判所とか検事以外の仕事で世間に触れていた

だくということをやつていただくのがいいんじやないかという議論をいたしました。司法支援センターもそういう趣旨で立ち上げたわけでございま

す。

これから本当に社会が多様化していくますか

ら、裁判や検事になる方も、多角的な素養、知識、世間の経験、そういうものを身につけていた

かといふと、これは早ければいいんだということはないとは思いますが、処理能力を、処理の件数を上げようという方、これはどうやって判定をさ

のに大事なことじやないかというふうに私は思つております。

○石関委員 裁判官の再任に当たりましての審査といいますのは、あらゆる要素を総合して裁判官の職責を果たすにふさわしい資質、能力の持ち主であるかどうかという判断をいたすわけでございますので、こういう要素、ああいう要素というのを列举するというのはなかなか難しいところがございます。

ただ、例えば事件処理能力というものは間違いなく重要なポイントであるわけでございまして、例えれば、事件処理の実績を見て、とても裁判官としての職責を果たしていないというような状況があり、またそういうのが改善されないということでありますと、それは再任するにはふさわしくない、そういう判定がされることになろうかと思ひます。

○山崎最高裁判所長官代理者 裁判官の再任に

たりましての審査といいますのは、あらゆる要素を総合して裁判官の職責を果たすにふさわしい資質、能力の持ち主であるかどうかという判断をいたすわけでございますので、こういう要素、ああいう要素というのを列举するというのはなかなか難しいところがございます。

ただ、例えば事件処理能力というものは間違いなく重要なポイントであるわけでございまして、例

えば、事件処理の実績を見て、とても裁判官とし

ての職責を果たしていないというような状況があ

りますと、それは再任するにはふさわしくな

い、そういう判定がされることになろうかと思ひます。

○石関委員 これは処理の能力ということです

が、まじめな人で一件一件一生懸命考えて、能力は極めて高い。裁判官になれる方ですから、しっかりと試験も通っている。はじめにまじめに自分の正義というものを考えて、一件一件まじめにやっていく方と、これは早ければいいんだということはないとは思いますが、処理能力を、処理の件数を上げようという方、これはどうやって判定をさ

○山崎最高裁判所長官代理者 委員のおっしゃられるとおり、処理した事件の数で判定するなんて、そういうことはもちろんございませんんでして、極端に言いますと、例えば、非常に事件の処理が遅くて判決言い渡し期日を何回も何回も延期して当事者に迷惑をかける人ですとか、そういうケースが出てまいりますと、それは事件処理能力が劣っているのではないか、だれしもそういうふうに思うわけでございます。

また、内容、個々の事牛についての判断の結果

ですか、削減という議論があります。そうした中、実は私も、立法府、衆議院の議院運営委員会の改革小委員会というのがございまして、一方では立法機能の強化を図りながら、しかし、より効率的な立法府のあり方というものを今模索しているところでございます。

そうした中、これは司法になるわけですけれども、三権の一翼を担う司法の定員のあり方といふものも、やはりそうした効率化、それと同時に、機能はしっかりと維持しなければいけない、そういう中でしっかりと見直し、あるいは検討をしていかなければいけない、そういうことかと理解するわけです。

○津村委員 拝察は結構なんすけれども、現在ある法律ですので、現在の法律の趣旨というのをお聞きしています。

○杉浦国務大臣 今申し上げた趣旨でございます。

○津村委員 そうした中ですが、裁判官の人員配置ということで定員増が毎年起きているわけですねけれども、それについては後ほど伺うわけですけれども、地域的に見た各裁判所の人員配置というのが過去三年ほどでどういった特徴的な変化があるのか、それはどういう理由によるものなのかということを具体的に御紹介ください。

○園尾最高裁判所長官代理者 まず裁判官の定員についてですが、平成十四年から平成十七年までの四年間というのをとつてみると、判事で百四十二人、判事補で七十五人、合計一百十七人の裁

でふえてる一方で、松江では一人、秋田、青森も一人、福島で二人と、減員されている地域もござります。

いろいろと知的財産あるいは労働関係の事案など、全体として事件数がふえているというお話を一方で、これはさまざまなもの理由によるとは思うんですけれども、概して地方では定員は横ばいないし減っている地域もあるということでござります。

これは恐らく二つの原理があると思います。一つは、やはりこれだけ未済件数がふえている中で、少しでも忙しいところに大勢人を配置して効率的に件数をさばいていくこうという効率性の観点、これは当然必要なことだと思いますが、もう一方には、全国一律に公的なサービスとしての司法というものを提供していく、そういったナショナルミニマムの観点というのも必要になると思いまます。

この二つはそれぞれ時には背反することなわけ

○石関委員 ありがとうございました。
ほかにも提出した資料の中、定員の枠には入
ておりませんが、職員ですか執行官の方が競
争の調査中に社交ダンスを踊っているとか、とん
でもない例がこれに出ております。小さな事件と
うことには、これは司法という本当に威厳を持
て国民の信頼を得てやらなければいけないシステム
の中ですから、こういったことも再発しないよう
に、しっかりと定員はふやして国民に迅速で適

すね、裁判所法で定年が決まつたようでございま
す。戦前は、裁判官は終身雇用だつたようです
ね。定年はなかつたようですが、憲法で最高裁の
め裁判官の定年が設けられたといふようなことを
受けて、裁判所法で決まつたわけでござります。
その当時、一般公務員には定年はございません
でした。一般公務員の定年は昭和五十三年でした
か、設けられて、それまでは勧奨退職だつたよう
です。

ですから、占領下の時期に、最高裁七十歳、檢
事六十三歳ですか、檢事総長六十五歳といふよう
な定年が設けられたわけですけれども、職務の性
質上、知識経験が大きく役立つと、一般の民間は

事件等の専門的知見が必要な専門訴訟の審理期間の短縮を図るため、また、長引く景気の低迷を反映して事件数の増加の著しかった倒産事件の処理のため、さらに、最近は事件数が増加し内容も複雑困難化した刑事訴訟事件を迅速に処理し裁判官の負担を軽減するため、事件数の増加に対応する体制整備を図るために、事件部の裁量権限を拡大するため、裁判官の配置を周辺部の裁判所を中心に配置してきておるところでございます。

これを数値で見てみますと、平成十四年の十二月一日の数値と平成十七年の同じ十二月一日の数値を比べてみると、裁判官数は全国で二百九名の増ということになつておるわけですが、その増の多くは、東京、横浜、埼玉、千葉、あるいは大阪、京都、神戸、名古屋、福岡というような大都市地域を中心に配置をされておるという実情にござります。

○津村委員 今御紹介いただいた数字は私も事前にいたいたいんですけども、確かに、東京で二十一人、大阪で二十五人といったぐあいに都心部

されども、この二つの原理と、いうものを、具体的な数字的な根拠も含めて、どういう基準で折り合せているのか、最高裁にお尋ねします。

○園尾最高裁判所長官代理者　ただいま御指摘の点特に重要な点は、事件数がどのように動いているかということをございまして、公平な人員の配置という観點から、事件数について特に注視をして定員配置を考えるということになります。

ただ、裁判所には大変多くの種類の事件がござりますので、どの事件をどのような割合として評価をしていくか、こういうところにその事件数処理の労力の実情などを考えながら研究をしていかなければいけないと、いう複雑な作業があるわけでございますが、そのような作業を経ながら、事件数を基本上にこの定員配置を考えておるということをございます。それに先ほど御指摘の全体的な見地からの修正というのを加えていくというようなところが作業でございますが、大変細かな数値についての研究ということをやつておるということをございます。

○石原委員長 次に、津村啓介君。
○津村委員 民主党・無所属クラブの津村啓介で
ございます。
「こもと、いわゆる行政改革推進法案が閣議決
定されると、中で、行政の公務員の五年間五%

判とかそういうものに携わる方はそれよりも定年を長くして、その人の学識、経験、そういうつまでもを活用した方がいいのではないかという配慮で決まったのではなかろうかと拝察をいたしております。

市地域を中心配置をされておるという実情にござります。

でござります。それに先ほど御指摘の全体的な見地からの修正というのを加えていくというようなところが作業でございますが、大変細かな数値についての研究ということをやつておるということをございます。

○津村委員 今、最高裁にお尋ねしたわけですが、裁判官という意味でいえば、これは国のお金で給与を出しているわけですから、今おっしゃられたようなナショナルミニマム的なことも含めて、バランスをとることが比較的やりやすいわけですねけれども、一方で、弁護士さんというのは国がお給料を払っているわけではありませんから、どうしても経済効率に従つてより都市部に集中する傾向があるよう思います。

そういう意味で、地域的に弁護士過疎の問題を少しでも緩和していくために、法務省としてどういうお取り組みをされているのか、お聞かせください。

開をいたしまして、弁護士さん、司法書士さん等々、士業ですとか、法律相談窓口は市町村、商工会議所等々あります。が、そういうところと連携をとりまして、法律相談を初め、法律的なニーズにこたえていこう、そういう雄大な構想でこの十月から業務を開始いたします。

過疎地域には特に配慮した事務所の配置をして、先ほど申し上げたように、司法支援センターで弁護士さんを雇用いたします。あるいは契約で一定期間働いてもらうとか、あるいは判検事の若手の人をどんどん派遣してもらって、常時弁護士を抱えることになりますから、その中から過疎地へ赴任してもらつて仕事をするとかいうような形で、いわゆる弁護士偏在対策に取り組んでいくこ

うに考えます。

平成十五年から平成十七年までの間に東京地裁においての知財関係の増員裁判官数は二人、それから東京高裁、これは後に知財高裁ということまで年の四月からは名前を変えていきますが、この裁判官の増員数も二人でございます。その間の東京裁判の知財関係民事訴訟事件の平均審理期間は十三・八カ月から十一・八カ月に二カ月短縮しております。また、その間の東京高裁、十七年四月からは知財高裁でございますが、この審決取り消し訴訟の平均審理期間は十二・四カ月から九・四カ月に三ヶ月短縮しております。

このように、過去三年間の間に明らかな審理期間の短縮という現象がございますが、これには権員という措置が大きく寄与しておりますほかに、これに加えまして、平成十七年四月に知財高裁

○園尾最高裁判所長官代理者　事件の内容によつて目標とする審理期間というのはさまざまに異なつてくるわけでござりますが、知財訴訟に関しで言ひますと、ひとところ、知財訴訟事件を迅速にという利用者の声が大変強かつたわけで、そのための手当をしてきたわけでござりますが、最近の利用者の声を見てみますと、知財訴訟事件が早くなつたというような評価をされておるところでございます。

これは、アメリカなどとの間でも、裁判官がいろいろ研究会を実施するなどやつておりますが、そのような評価から見ても大変早くなつたというようなことに加えまして、これは、訴えられる被告企業の側から、準備について、きちんと議論をするだけの準備期間が欲しいというような声もありますし、現在これだけ審理期間が迅速に進ん

おられる。(津村委員) もつと多いですね」と呼ぶ) もうちよつと多いかな。大体全体の半分ですね、東京。あと大阪とか名古屋とか福岡とか、そういう大きいところに集中しまして、過疎地域が全国至るところにあるというのが現実でござります。

日弁連の方でも、こういう状態はますいと。つまり、地方裁判所の支部のレベルで弁護士さんが一人しかいない。民事事件なんかは一人いないとダメなわけですから、とてもいけないというの——弁護士は全体で二万一千人でございます。

継ぎまして、最高裁にお尋ねするんですですが、今回の増員の議論に入る前に、昨年度の判事、判事補の増員について伺いたいんですが、もともとは平成十三年でしたでしようか、定員の中期計画の中で、十年間で四百五十人の判事、判事補の増員ということを打ち出されまして、それに従って、判事三十人、判事補十五人ということで増員をされてきたという中で、一昨年からですか、それが数があふえて、その理由としては、知的財産にかかる事案の増加ということを挙げていらっしゃいます。昨年はそれで七十五人の増員ということです。

増員したからには未済件数が減っていなければ話が合わないわけですから、知的財産事件の処理状況というのがこの増員によつてどういう効果があつたのかを具体的に教えてください。

設けるということで、さらに専門員を任命する、あるいは知財事件の専門的な処理体制をさらに整えるなど、一つの寄与としている要素であると思われますし、また、弁護士会でも知財弁護士の研修に力を入れておりますので、当事者の準備の迅速化という現象も働いているというように申されます。

このような複合的な手当がなされました結果、知財事件の審理期間が短縮されておるというわけでございますが、その政策の中心といたしまして知財裁判官の増員ということがあつたことは疑いのないところであろうと考えておるところでござります。

○津村委員 審理期間が確かに短縮をしていまして、それに増員が大きく寄与しているのは恐らくそのとおりだと思います。これからも増員をしていくということであれば、これはどのぐらいの平均的な処理期間が望ましいとお考えになつてはいるのか。一定の目標を持って増員されていると思ふますので、今、十一・八ヶ月、九・四ヶ月ということですが、目標値としてはどのぐらいと設定されているのか、聞かせてください。

○園尾最高裁判所長官代理者　ただいま申し上げました状況ですので、具体的に審理期間の目標値ということを、これを最高裁の事務当局が、現在、知財訴訟に関して設定しておるということではなくて、総合的な施策の中で研究をしていく課題であるというように考えておるところでございます。

○津村委員　ことしの増員の理由の中に、知的財産の文言が今回ないと思うんですが、だとすれば、その一定の目標達成感があるのかないのか、そういうこともきちんと説明していただきたいと思うわけです。

そういう意味で、もう次の質問と絡めてお聞きするわけですが、今年度も昨年と同じ七十五名の増員ということで、これには労働関係あるいは医療観察事件処理等が理由として挙げられていました。こうした、冒頭申し上げたように、公的部門に対する大変厳しい国民の目がある中での増員で

ひまわり事務所としきのを手話学会の費用で開設いたしまして、そこへ若手の弁護士を派遣すると申しますか、行つてもらうという事業も何ヵ所かなさつております。

このたび発足いたします日本司法支援センターというのは、さまざまな事業をやりますが、過疎対策も業務の一つに入つておりますし、私 通称司法ネットと言つてはいるんですが、全国津々浦々に事務所を張ろう、都道府県に本部を設け、それからどんどん支部と申しますか、都道府県単位で支部を設けていく、そして過疎地にも配慮して展

○園尾最高裁判所長官代理人 増員したからには未満件数を減らしてしなければ、話が合わないわけですけれども、知的財産事件の処理状況というのがこの増員によつてどういう効果があつたのかを具体的に教えてください。

事件の処理ということも増員の一つの理由ということで掲げておりますと、その増員の効果について数値でもつて御説明いたしますと、平成十五年から平成十七年までの三年間の状況を見てみますと、東京地裁と東京高裁の裁判官数と事件审理の状況を対比して御説明するのでいかがかというよ

ござります。
○津村委員 審理期間が確かに短縮をしていまして、それに増員が大きく寄与しているのは恐らくそのとおりだと思います。これからも増員をしていくということであれば、これはどのぐらいの平均的な処理期間が望ましいとお考えになつてはいるのか。一定の目標を持って増員されていると思いつますので、今、十一・八カ月、九・四カ月ということですが、目標値としてはほどのぐらいいと設定されているのか、聞かせてください。

○津村委員 ことしの増員の理由の中に、知的財産の文言が今回ないと思うんですが、だとすれば、その一定の目標達成感があるのかないのか、そういうこともきちんと説明していただきたいと思うわけです。

そういう意味で、もう次の質問と絡めてお聞きするわけですが、今年度も昨年と同じ七十五名の増員ということで、これには労働関係あるいは医療観察事件処理等が理由として挙げられていました。こうした、冒頭申し上げたように、公的部門に対する大変厳しい国民の目がある中での増員で

をいたしまして、弁護士さん、司法書士さん
うに考えます。

卷之三

○園尾最高裁判所長官代理者 事件の内容によつ

すから、これは非常に厳しくチェックをされるべきだと思うんですが、今回、この七十五名増員する根拠というのはどういうものになつていますか。

○黒尾最高裁判所長官代理人 この判事と判事補の振り分けの問題でござりますけれども、裁判所による提起される事件が長期的な増加傾向にあるとともに、内容も複雑困難化しておりますまして、さらに医療観察事件等、これまで司法の分野に属さなかつた領域についても、裁判所の関与が求められ

○ 國尾最高裁判所長官代理者　ただいまの御指摘でござりますが、判事の数、増員数というのは、これをどれだけ充員できるかという観点から検討していくということが大変重要な要素になつてまいります。

そういうことで、この充員の見込みといふこと

しては、先ほど来御指摘のある点でございまして、これが、司法制度改革審議会で述べた意見に基づきまして、平成十四年度から計画性を持つて増員を図ってきたところの延長線にある努力ということございまして、その事件動向につきましては、民事訴訟事件あるいは刑事訴訟事件、このようなものについての事件の増加傾向、それから複雑困難さの度合い、それからただいまの御指摘のような、新たに労働審判というものがことしの四月から施行に移される、それから、昨年の七月には医療観察法が施行されて新たな課題が加わっておる、このようなことにつきまして総合的に勘案をされにつきましては、現在、裁判所といたしまして、この労働関係紛争に堪能な民間の有識者、合計一千人を労働審判員に任命するということで準備の体制を整えておるところでございますが、これは相当数の申し立て事件があるということを見越しまして、これについての体制を整えるということでございます。このようない新たにことしの四月一日から事件類型ができることについての備えといふことが必要であると考えておるところでございます。

それから、ただいま御指摘の、医療観察事件に

○津村委員 私は、その総合的に勘案というのを
ごく自然なふうに思つて伺つてゐるわけです。ですか
うでござります。

○津村委員 私は、その総合的に勘案というのが
いかにも自然なふうに思つて伺つてゐるわけです。ですか
うでござります。

現在は、まだこの施行から半年しか経過してい
ませんが、この二年間で、この法律の施行によって
判事補への任官者数の見込みといふようなことと
総合的に勘案をして出した数値であるということ
についてですが、これは昨年の七月十五日から施行
になつておりますけれども、平成十八年一月三十
一日現在、法律の三十三条第一項に定めます入院、
通院の申し立てにつきましては、全国で百七十一
件の申し立てがされておる状況でござります。

この半事補三十五人の増ということを加えて七十五人という数値にしたものでござります。○津村委員 細かい数値を持ち合わせていいんですが、印象で申し上げますと、判事というのは、判事補になられてから基本的に十年の経験のある方となるということだと思いますので、先ほど、冒頭に定年の話をお聞きしましたけれども、判事補になつてから十空間たたの方々の数と、六

十名、それから三十五名、そういう振り分けをしたものです。

○津村委員　これは毎年されていて定員の見直しですから、今年度のこの法務委員会での審議というのは来年の増員計画にも非常に重要な影響を与える審議だと思って御質問をしているわけです。

そういう意味で、先ほど石関委員からも、裁判官の資質あるいは教育の問題についてさまざま

○津村委員 私は、その総合的に勘案というのだけしからぬと思って伺っているわけです。ですかうら、知的財産をめぐる問題について、去年、おとしと、理由として掲げられていたものが今回掲げられていないわけですから、そういう意味では、それの意味するところは、平均審理期間が二ヵ月と十ヵ月ですか、そこが一つの達成であつたということを事实上意味しているわけですかうら、仮にこれが期間がさらに短くなつたとして、来年の増員の理由に知的財産ということがまた出でてくるというのはちよつとあり得ない話になると思うんですね。そういう形で一つ一つチェックをしていかないと、総合的に勘案ということでそこをブラックボックスにしてしまうと、これはもう國際限がなくなるということを危惧しているわけですかう。

現在は、まだこの施行から半年しか経過していないということから、だいいまの申し立て以外の申し立ては一件しかされていないという状況でございますが、平成十八年二月以降はこの申し立て以外の各種の申し立て件数が増加するというようなことが予想されることと、これまでこの医療觀察事件は裁判所になかった類型でございますが、新たな類型がここに加わってくるというような点も加味して、この増員の対象に掲げたものでござります。

○津村委員 今後ともきつちりとフォローアップしていくべきたいと思うんですが、そういう中で、定員増七十五名が仮に今のような御説明だったとして、判事四十名、判事補三十五名、そういう割合にしていく理由はいかがでしょうか。

ある方がなるということだと思いますので、先ほど、冒頭に定年の話をお聞きしましたけれども、判事補になつてから十年間たつた方々の数と、六十五歳になつて定年になつた方との差分というのが、一つの対象者の母集団という意味ではあると思うんですね。その数がここにきて激増している、という印象は余りない中で、一方で、判事補の方について申し上げますと、今、司法制度改革のもとで司法試験の合格者というのはふえているわけですから、そういう意味では、判事補の方がふえるるというのは比較的の話がわかりやすい、その対象者の数を想像するとです。

そういう意味では、この判事の数が四十ふえて、判事補が三十五しかふえないというのは、數をしてアンバランスな印象を受けるんですが、そこをもう少し丁寧に説明してください。

官の資質あるいは教育の問題についてさまざまに指摘があったわけですが、こういった非常に厳しい情勢の中で、要するに、判事補から判事への昇格が緩くなつてはいけない。もちろん、人材がいればどんどんふやしていいのかもしれません。その辺の基準が緩くなつてはいけない。そういう視点で今回も、また来年度以降もチェックをさせていただきたい、そういう趣旨でござります。

もう一つだけ伺いますが、こうした裁判官の数をふやすというのは一つのアプローチですけれども、もう一つ、やはり、現在いらつしやる裁判官の皆さんに新しい事件、新しいタイプの事件処理について、より専門性を高めていただくというアプローチも一方で必要かと思います。そういう意

味で、研修制度、とりわけ知財関係、労働関係の研修システムの強化、どういう取り組みをされたるか、お聞きます。

○山崎最高裁判所長官代理者 今委員のお話のとおりでございまして、複雑化する社会の要請にこたえるためには、裁判官がすぐれた資質を身につけなきやいけないと同時に、特に、専門性を向上させなきやいけない、そういう問題意識を持っているわけでございます。

その専門性という観点からいたしましては、非常に大きな規模の裁判所におきましては、特定の事件を専門的に取り扱う専門部というふうな方をしております、あるいは集中して取り扱う集中部と言つておりますが、そういうものがございました非常に重要な問題でございまして、その充実を図りたいというふうに思つております。

判官の専門性を向上させるために、裁判官の自己研さんを助けるという意味の研修制度、これもまた非常に重要な問題でございまして、その充実を図りたいというふうに思つております。

例えば、今お話し出ました知的財産権関係訴訟につきましては、若手の裁判官の研修の際に、知的財産権コースというようなものを設けて選択型の研修をしまして、そういうコースを選択した人には知的財産権に関する基本的な知識を身につけてもらう機会を与えるといったことをやつておりますし、それ以外に、裁判官を海外の大学院に留学させたりといふこともござりますし、知的財産権関係事件を担当している裁判官を対象として国内の研究機関あるいは理科系の大学院に派遣する、こういったことも一つの研修プログラムとして行つてあるところでございます。

今後とも、裁判官の視野を広げる、あるいは識見を高めるということとともに、社会あるいは経済の実情に対する認識を深めるという意味の研修を充実させていきたいというふうに考えておりまます。

○津村委員 それでは続きまして、警察庁の方に御質問させていただきます。

この一、二ヶ月、いわゆる公務使用を承認している私物パソコンからの個人情報の流出というのが、これは都道府県警あるいは防衛庁、東京地裁等でも見られているということであります。

そうした中、これは都道府県警察についてのお取り組みを伺いますけれども、都道府県警察の職員数を分母とした私物パソコンの割合が今四割前後であるという杳掛国家公安委員長からの発言がありましたが、もう少し正確に伺つていただきたいと思います。

都道府県警察の職員数、それから公用借り上げパソコン数、そして公費で整備したパソコン数、それぞれの数字を教えていただいて、その中の私物パソコンの割合というのをお聞かせください。

○市府参考人 お答え申し上げます。

平成十七年度の都道府県警察の職員数は、約二十七万八千人でございます。それに対しまして、十七年四月現在の数字で大変恐縮なんですが、十七年四月現在におきます都道府県警察におけるパソコンの使用状況でございますが、公務使用を承認している私物のパソコン、これは約十万四千台、それから公費で整備いたしておりますパソコン、これが九万二千台でございます。したがいまして、都道府県警察の職員数を母数として考えますと、公務使用を承認しております私物のパソコンの台数は約四割、こういう数字になります。

○津村委員 ごめんなさい。今の数字はおかしくないですかね。公用借り上げパソコンが十万四千、公費で整備したパソコン数が九万二千とおしゃつたわけですから、このパソコン全体に占める私物パソコンの割合は五割を超えていると思いますが、今三割とおつしやいましたか。

○市府参考人 お答え申し上げます。

ですから、もう一度伺いますが、今ちょっと計算していただきても結構なんですが、パソコンに占める私物パソコンの割合、これは約何%か、お答えください。

○武市政府参考人 お答え申し上げます。

各都道府県警察からの報告によりますと、先ほど同じように、平成十七年四月現在でございますが、都道府県警察の職員を先ほど同様に母数として考えた場合、公務使用を承認しておる私物パソコンの占める割合が高いことになつておる県は、六割強になつておるが北海道警察でございます。その割合の低いところといたしましては、佐賀、香川、長崎などの県が一割弱ということになつてございます。

○津村委員 そうした中、この問題について取り組みをしつかりしてほしいと情報管理の徹底を債務次官に指示、安倍官房長官が昨日の事務次官会議でそういう指示を出されたたという報道がなされておりますけれども、警察庁として、パソコンの公費整備を推進していくに当たりまして、これは更問の方をもう伺いますけれども、都道府県警察に発出した通達というものは七日にあると思います。その内容と、多少抽象的な表現だと思いますので、具体的にどういうことをイメージした通達なのか、具体的にお述べください。

○武市政府参考人 お答え申し上げます。

先日、委員御指摘のとおり、私どもの方から各県に対しましてセキュリティーの向上ということを主眼といたしました通達を發出いたしました。

その内容は、いすれにせよ、公費であろうと私物であろうと、パソコンを使うに当たっての基本的な留意事項、これは既に、区々内容を定めて指示しておる内容があるわけですけれども、そういったことをさらに確実に徹底してやっていく。

例えば、職場からパソコンを持ち出すときにはき

ちんと届け出をして承認を得てから持ち出しな

さい、あるいは、そのときは不要なデータは

すべて消去して持ち出しなさい、そういう内容

のことを出しております。

そして、いろいろ内部的な検討もした中で、結

局、とどのつまりは、使う人の意識になるのでは

ないか。幾らルールを決めてもそれを徹底できな

ければどうにもならぬという点もございまして、

そういう面からは、個々職員の意識、安全性に

対する意識、セキュリティーの確保に対する意識

を高める必要があるということです、そういう内

容についての職員の意識を高めるということを内

容として盛り込む。そしてさらに、今も御指摘が

ございましたように、公費のパソコンが少なくて

私の物を使っていることに起因するということ例も

ございますので、そういうことを避けるために

も、公費でパソコンを整備するということにも努

めをする、そういう内容にいたしております。

○津村委員 最後の質問ですが、精神論的なこと

を今おっしゃられたわけですから、例えば、

防衛庁では二〇〇五年度予算の通信機器購入費を

工面して約四十億円を支出、三月中に契約とい

うお取り組みもされています。そうした中で、警察

さんとの、いつまでも全廃するとかそういう数

値目標は何ら設けずに、今のような精神論で通達

を出すにとどまる、そういう方針と理解してよろ

しいですか。

○武市政府参考人 お答え申し上げます。

各都道府県警察で使つておるパソコン、これ

は、いわゆる各都道府県で整備しておるものでござります。したがいまして、今般の流出事案を踏まえまして、警察活動に与える状況に十分配意し、それぞれの実情を踏まえて、公費によるパソコンの整備を積極的に進めるということが望ましいと考えておることは今申し上げたとおりであります。

それで、警察庁といたしましては、セキュリティー対策を推進する観点からも、今までそう

であります。

○保坂(展)委員 社民党、保坂展人です。

私は、裁判官の定員にかかわって、裁判員制度などに対応する体制について聞く予定だったんだ

ですが、既に同僚委員から同種の質問がありまし

たので、そこは割愛いたしまして、短い時間です

ので、先般の、大臣にもお聞きをした法務省の工

事について、二、三お聞きをしたいと思います。

法務省の工事が九九%の落札率ということです

大変この率が高いということに着目した。そして

また、新聞記事にもたびたび談合情報などが寄せ

られている。これは、違反行為はないし今後もし

ないと誓約書をとつて済ませてきたそうですが、

さらに天下りの問題もあつたんですね。これは具

体的にこれから官房長に伺います。

東京拘置所の工事、これは相当地かい工事です

が、この一番最初の契約当時、営繕課長を務めら

れた元官房審議官の方が、今度は三十五億円規模

ですか、いや、もっと大きな七十億規模の入管の

工事を受注するときの、今度は受注先の中堅ゼネ

コンの副社長さんになつて、こういうことも

事実としてわかつたわけです。

そこでお尋ねしますが、法務省の職員、施設発

注の責任ある幹部やあるいは技官の方などで仕事

を請け負う関係業者の企業に天下った方、例えば

平成十四年、十五年、十六年というこの三年間で

その天下った方たちが何人いるのかということ

と、そして、その方たちが入つている会社が何件

の工事を請け負つたのか、そして、請け負つた金

額の総計は大体どのぐらいなのか、これをお答え

いただきたいと思います。

○保坂(展)委員 官房長に、ぜひしつかり数字を

出して、きょうは時間がありませんのでこのぐら

いにしますけれども、さらにつかり調べていただ

きたいということをお願いいたします。

きょうは公取にも来ていただいているんです

が、改正独占禁止法の施行に伴つて、捜索、差し押さ

えなどの強制力を伴う犯則調査

これがされるよ

うになつたと聞いております。公取として、新た

な入り口に立つた決意を一言聞かせていただき

たいと思います。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

御案内とのおり、昨年四月に可決、成立いたし

ました改正独占禁止法によりまして、刑事告発に

向けた調査を行うための犯則調査権限が導入され

まして、その組織として犯則審査部というものが

新設をされたわけでございます。

この犯則調査権限と申しますのは、証券取引等

設課の元幹部職員と元法務技官の再就職状況でござりますが、法務省と契約関係がある建設業者や

設備業者に再就職しているということが確認できましたのは四人でございます。

また、それらの業者の請負金額でございますが、これにつきましては、平成十四年度から平成十六年度までの三年間にについて調査させていただきました。その結果でございますが、それらの企業に法務省が発注いたしました工事は、追加工事

を含めまして四施設について合計七件の工事でござります。

その中には当該企業がジョイントベンチャーの構成員となつておられるというものもございますので、このジョイントベンチャーの構成員となつておられるにつきましては、そのジョイントベンチャーのそれぞれの構成員の出資比率に従いまして案分をして計算いたしましたところ、三年間で合計約三十億一千二百万円という数字が出てまいりました。御参考までに、その三年間の法務省の発注工事、全体の請負金額は七百億円を超えるものとなつております。

以上でございます。

○保坂(展)委員 官房長に、ぜひしつかり数字を

出して、きょうは時間がありませんのでこのぐら

いにしますけれども、さらにつかり調べていただ

きたいということをお願いいたします。

きょうは公取にも来ていただいているんです

が、改正独占禁止法の施行に伴つて、捜索、差し押さ

えなどの強制力を伴う犯則調査

これがされるよ

うになつたと聞いております。公取として、新た

な入り口に立つた決意を一言聞かせていただき

たいと思います。

○小津政府参考人 お答え申し上げます。

保坂委員の御指摘を受けまして、施設課の元職

員等の再就職の状況について調査をいたしまし

た。

まず、再就職の状況でございますが、これにつ

いては、警察庁さんがしっかりと何らかのゴール

を設定して、各都道府県に取り組みを促す、そ

ういうことをされる必要があると私は思います。

時間が来ましたので、これで終わります。

○武市政府参考人 お答え申し上げます。

各都道府県警察で使つておるパソコン、これ

調査を受ける側の企業が調査に同意しない限りは刑罰が科されますよという形でのいわゆる間接強制の方法によって行政調査を行っていたわけでございますが、改正法によりまして、裁判官の発する許可状によりまして強制的な臨検、捜索、差し押さえということが可能になつたわけでござります。

け入れて いる 関係人の 事業者 が、 そ うい つた 職員

す、私が言いたいのは。

以上であります。

以上であります。

け入れている関係人の事業者が、そういう職員を、道路公団からの業務を承継した高速道路の三会社が発注する鋼橋上部工工事につきまして、そういうた営業業務には従事させないようとにいふことを排除勧告で命じたところでございます。

○保坂(運委員) 法務大臣に伺います。

今、道路公団の公団OBの方がゼネコンなど

す、私が言いたいのは。

以上であります。

○石原委員長 これがより討論に入りますが、その申し出がありませんので、直ちに採決いたしました。

○石原委員長 これにて本案に対する質疑は終局 続きは、またやります。

以上であります。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願ひいた
します。

公正取引委員会 従前から 国民生活に広範な影響を及ぼすような悪質かつ重大な事案、あるいは行政処分によつては独禁法の目的が達成できぬいような繰り返される累犯事案等につきましては、積極的に刑事告発を行うという方針で対処してきておりまして、この方針に該当すると疑われる事案につきましては、今回の犯則調査権限を積極的に行使してやつてまいりたいと考えております。

○保坂(展)委員 もう一問、公取に聞きますか。
昨年、道路公団の橋梁談合事件がありました。こ
こにも大量に、つまり発注先の企業、談合参加し
た企業に公団のOBの方がいらっしゃった。

これは端的に短く答えていただきたいんですねが、何かそれらの企業に対しても、この事件を受けた措置をされましたか。

昨年九月に除外勧告を行いました旧日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事に係る談合事件においては、旧道路公団から関係人の企業に再就職をしていたOBの職員が、旧公団の未公開情報

を現役職員から入手をするというようなことで、入札談合に深く関与していた事実が認められたわけでございます。

したがいまして、公正取引委員会といたしまして、旧日本道路公団等に対しまして入札談合等閥行為防止法に基づいての改善措置要求も行いましたが、それとあわせまして、徹底した違反行為の排除を求めることが必要不可欠であろうと考えまして、関係人の事業者に対しまして、違反行為を取りやめることは当然でございますが、そのほかに、公団の退職者を役員または従業員として受け入れる行為等も、公団の運営に悪影響を及ぼすおそれがあるため、この問題を解決するための措置を講じることといたしました。

け入れて いる関係人の事業者が、そ うい った職員を、道路公団から の業務を承継した高速道路の三会社が発注する鋼橋上部工工事につきましても、そ うい った営業業務には従事させないよう にとい うこと を排除勧告で命じたところ でござります。

○保坂(展)委員 法務大臣に伺います。

今、道路公団の公団OBの方がゼネコンなどに、土木関係ですね、天下つて いる。事件を受けて、そ うい うところにもう窓口に来ちやだめだと、そ うい うことで命令を出したという話です。先ほど官房長に答えていた大いには、法務省の中で施設の発注責任者だった、そこに座つて いた方が、二年を経て、はつと気がついてみると、役所から見れば、先輩が受注側にいるというよ うなことは、これは今、法律的には二年たてば個人の自由だと、ということではありますけれども、世の中広いわけで、仕事はたくさんあるわけですから、そ うい う疑いが持たれるよ うなところには、まず法務省から再就職はやめていくということをこの際はつきりしていくべきなんじやなかろうかと私は思つて いますが、いかがで しょうか。

○杉浦(國務)大臣 その四名については、私も中でいろいろ調べたんですが、省として一切あつせんをしておりません。いわゆる天下りではなくて再就職のよう です。徹底的に調べましたが、そ うでございます。

二年たつて就職しましたから人事院規則等に合致しませんので、自主的な就職、それから二十二名対象者がいるうち、その取引先は四名だけで、あと十八名は全然関係のないところへ再就職しておるわけなんです。だから、これを、確かに先輩がおればどうこうということかもしませんが、入札は一般競争入札を主にして厳正にやつておりますし、ではこれをどうしたらいいか、先生の御指摘は御指摘として、正直言つて他省廳とは違うという印象ですね、法務省は、厳正にやつておる

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願ひいたします。

○石原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石原委員長 起立總員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。杉浦法務大臣。

○杉浦法務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

また、最高裁判所に係る附帯決議につきましては、最高裁判所にその趣旨を伝えたいと存じます。

ありがとうございました。

○石原委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石原委員長 次に、内閣提出、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。杉浦法務大臣。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

○杉浦國務大臣 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

地方更生保護委員会は、全国八ヵ所に置かれている法務省の地方支分部局であり、仮出獄及び仮退院等の許可等の事務を所掌しております。

近年、受刑者数の急増を背景にいたしまして、この地方更生保護委員会が取り扱う仮釈放審理事件が年々増加するとともに、その複雑・困難化が進み、地方更生保護委員会の委員の負担が過重なものとなっています。

また、最近における仮出獄者による重大再犯事件を契機として、これまで以上に仮出獄審理を適正に行なうことが求められているところでござります。本法案は、このような状況に対応するため、地方更生保護委員会の委員の人数の上限を十二人から十四人に引き上げ、仮釈放審理体制の充実を図ることとするものでございます。

以上が、この法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○石原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十四日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会

理由
近年における仮釈放審理事件の増加及び複雑困難化等に迅速かつ的確に対応するため、地方更生保護委員会の委員の人数の上限を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律
犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。
第十三条中「十一人」を「十四人」に改める。

附 則

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月二十二日印刷

平成十八年三月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

E